

情報ステーション

OKEGAWA
Information Station

4月

皆様の善意
ありがとうございます

次の方から寄付をいただきました。
有効に活用させていただきます。

株式会社SAMURAI TRADING
代表取締役 櫻井 裕也 様
(除菌スプレー)



詳しくは ☎教育総務課 ☎788-49

皆様の善意
ありがとうございます

次の方から寄付をいただきました。
有効に活用させていただきます。

関東菱油株式会社
代表取締役 原口 秀明 様
(絵本)

詳しくは ☎契約管財課 ☎788-49

農業センターの施設改修工事に伴う休館のお知らせ

農業センターを安全かつ快適に利用してもらうため、改修工事を行います。工事期間中は安全確保のため、全館休館とします。

休館期間 ▼6月1日(火)～令和4年5月8日(日) (予定)

※改修工事終了後の予約については、令和4年2月からの受け付けを予定しています。

※休館中の窓口(令和4年5月以降の予約)などについては、広報やホームページでお知らせします。

詳しくは ☎農政課 ☎788-4932

三菱UFJ銀行での市税・保険料などの窓口納付受け付け終了のお知らせ

三菱UFJ銀行各支店における窓口での市税や保険料などの納付の取り扱い、3月31日をもって終了しました。

納入通知書の納付場所として記載されている場合でも、三菱UFJ銀行各支店窓口での納付ができません。注意してください。

なお、口座振替は、引き続き利用できます。

詳しくは ☎収税課 ☎788-4917

第4回農業委員会総会のお知らせ

とき ▼4月23日(金)午後2時
ところ ▼市役所3階会議室305

傍聴を希望する人は、会場にお越しください。会場の都合で人数を制限する場合はご了承ください。また、会場が変更となる場合がありますので、傍聴を希望する人は、ホームページ、または事務局に確認してください。次回の農業委員会総会は、5月25日(火)を予定しています。

詳しくは ☎農業委員会事務局 ☎788-4932

教育委員会第4回定例会のお知らせ

とき ▼4月22日(木)午後2時
ところ ▼市役所4階会議室401
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承ください。また、次回の教育委員会は、5月25日(火)を予定しています。

詳しくは ☎教育総務課 ☎788-49

協働審議会の委員募集のお知らせ

市では、協働の推進を図るため「桶川市協働審議会」を設置し、そのなかで「桶川市協働推進提案事業」の審査および評価を行っています。このたび、その委員を募集します。

応募資格 ▼市内に住所を有する20歳以上で、任期満了時の年齢が75歳以下の人

募集人員 ▼2人 ※選考により決定し、結果については後日連絡します。

任期 ▼6月21日(月)～令和5年6月20日(火) (2年間) ※会議は年3回程度を予定
申込み ▼必要事項を所定の応募用紙に記入し、4月23日(金)までに直接または郵送で自治文化課へ。
※応募用紙は自治文化課・市民活動サポートセンターに設置します。市ホームページにも掲載します。

詳しくは ☎自治文化課 ☎788-4920

行政組織の一部が変わります

詳しくは ☎企画調整課 ☎788-4903

市では、4月1日から、行政組織の一部を改正します。今回の組織改正は、所管事業の進捗状況などを踏まえ、令和2年度に設置した2つの担当を課に変更するものです。

改正内容 ▶

○企画財政部：「ごみ処理広域化調整担当」を「ごみ処理施設整備推進課」に変更するとともに、同課内に「整備推進係」を設置

○健康福祉部：「新型コロナウイルスワクチン接種対策担当」を「新型コロナウイルスワクチン接種推進課」に変更するとともに、同課内に「接種推進係」を設置

改正前

6部1室36課78係
市長部局等 5部1室31課69係
教育委員会 1部 5課9係

改正後

6部1室38課80係
市長部局等 5部1室33課71係
教育委員会 1部 5課9係

幼児2人同乗用自転車購入費補助金のお知らせ

詳しくは ☎こども未来課 ☎788-4944

市では、子育て世帯の自転車での買い物や子どもの送迎による事故防止および子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費用の一部を補助しています。

補助対象者 ▶ 市内に在住の人で、次のすべてに該当すること

- ①申請時に未就学児2人以上を養育し、かつ児童と生計が同一であること
- ②幼児2人同乗用自転車に関する安全基準に適合した自転車であること
- ③市内の自転車販売店で購入したものであること
- ④市税、保育料および放課後児童クラブ負担金の滞納がないこと

補助金額 ▶ 購入金額の2分の1(上限3万円) ※自転車本体との同時購入に限り、前後のハイバック座席、幼児用ヘルメット(2人分まで)も補助の対象となります。

申請期限 ▶ 購入後6か月以内

その他 ▶ 幼児2人同乗用自転車については、各販売店で確認してください ※詳しくは市ホームページへ。



住宅用新・省エネルギー機器設置費用補助制度のご案内

詳しくは☎環境課☎788-4924

市では、環境負荷の少ない、新・省エネルギー機器の設置を予定している人に、予算の範囲内でその費用の一部を補助します。

注意事項▶事前申請制となります。必ず設置工事着手前に申請手続きをしてください。

補助対象・条件▶

- ①市内に住宅を所有（新築）し、居住している（する）こと
- ②機器を設置する住宅やその敷地に建築基準法および都市計画法に違反のないこと

補助対象機器および補助金額

	補助対象機器	補助金額	備考	条件
1	太陽光発電システム (2kw以上10kw未満)	50,000円		ア 住宅の屋根または屋上への設置に適していること イ 電力会社の低電圧配線と逆潮流のある系統連結をすること ウ 電池容量が2kw以上10kw未満であること エ 電力会社と電灯契約を結ぶこと
2	高効率給湯器 エコキュート(CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器) エコウィル(ガスエンジン給湯器) エコワンなど(ハイブリッド給湯器) エネファーム(家庭用燃料電池)	30,000円 40,000円 40,000円 50,000円	2以上の機器を設置する場合は、各種補助対象機器の補助金額の合計額となります(上限100,000円)	左記の機器のいずれかに該当すること。
3	HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)	10,000円		ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載していること
4	太陽熱利用システム	30,000円		性能の保証、設置後のサービスなどがメーカーなどによって確保されていること
5	家庭用蓄電池(リチウムイオン蓄電池、容量2kwh以上)	50,000円		リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が2kwh以上であること
6	地中熱利用システム	100,000円	上記の補助対象機器の設置に係らず、100,000円	ア 地中熱を利用した空調機器または給湯機器を有すること イ 地中熱交換機(熱交換井を含む)は適切な深度または総延長を有し、十分な採熱または放熱ができること
合計額の上限		200,000円		

申請方法▶4月1日(休)午前9時から受け付けを開始します。補助金交付申請書に次の書類を添えて環境課へ持参してください。

- ①経費の内訳が記載されている工事請負契約書または見積書の写し
- ②工事着手前の現況写真
- ③設置場所の所在地がわかる案内図
- ④令和2年度分の市町村民税納税証明書（賦課されていない場合は非課税証明書）
- ⑤既存の住宅の場合、申請者が住宅を所有していることが分かるもの（登記事項証明書、固定資産税納税通知書および課税明細、名寄帳の写しなど）

- ③前年度分の市町村民税に未納額のないこと
- ④機器設置完了時に桶川市に住民登録のあること
- ⑤令和4年3月18日(金)までに実績報告書を提出できること
- ⑥設置する機器がいずれも未使用品であること
- ※同一世帯で同一の住宅に対する補助金の交付は、一会計年度中1回です。
- ※同一機器を複数設置する場合であっても、補助金の交付は1機器分です。

住宅リフォーム資金補助金の受け付けが始まります

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

市では、地域経済の活性化や住宅環境の向上を図るため、市内の施工業者を利用し、住宅のリフォームを行う市民に対し、工事費の一部を補助します。**注意事項▶**事前申請制となります。必ず工事着手前に申請手続きをしてください。

申請にあたっては事前に産業観光課へ相談してください。

申込資格▶次のすべてに該当する人

- ①市内に居住し、住民登録をしている人
- ②対象住宅を所有、または2親等以内の親族が所有している人
- ③対象住宅に居住している人
- ④市税の滞納がない人
- ⑤過去にこの補助制度を利用していない人

補助対象▶次のすべてに該当するリフォーム工事

- ①市内の施工業者が行う工事
- ②工事費20万円以上(消費税を除く)の「住宅の工事」または、工事費2万円以上(消費税を除く)の「住宅敷地内の道路に接している塀などの撤去・処分工事」

※「住宅の工事」と「塀などの撤去・処分工事」は、それぞれ1回補助を受けられます。

③市が実施する他の補助金を受けていない工事

④令和4年3月18日(金)までに完了する工事

補助金額▶①住宅の工事費（消費税を除く）の5%、上限10万円（千円未満切り捨て）

②塀などの撤去・処分工事費（消費税を除く）の50%、上限10万円（千円未満切り捨て）

申請期間・申込方法▶4月1日(木)から申請額が予算額に到達するまでに、次の申請書類を郵送または直接産業観光課へ。

- ①桶川市住宅リフォーム補助金交付申請書（ホームページからダウンロードまたは、産業観光課窓口で配布）
- ②工事の見積書（コピー）
- ③対象家屋の固定資産税納税通知書および課税明細書（コピー）またはこれに準ずる書類
- ④設計図・工事場所のわかる案内図
- ⑤工事を予定している現場の写真

浄化槽設置整備事業補助金交付制度のご案内

詳しくは☎環境課☎788-4925

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境および公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する人に補助をしています。ただし、予算の範囲内かつ先着順での受け付けのため、早めに申請をしてください。

注意事項▶事前申請制となります。必ず設置工事着手前に申請手続きをしてください。また、公共事業に伴う物件の移転補償を受けている場合や、新規に浄化槽を設置する場合(建築確認申請を要する住宅の新築、改築などの工事が伴うもの)は、補助金の交付対象とはなりませんので注意してください。

補助対象▶市街化調整区域内において、専用住宅に既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用している人が、これらに換えて当該建物に10人槽以下の合併浄化槽を設置しようとする場合

補助金額(設置・配管費用・処分費用を含みます)▶

5人槽⇒592,000円 6～7人槽⇒646,000円

8～10人槽⇒736,000円

※いずれも上限金額です。

申込み▶対象地域の確認および申請書類の受け取りは、環境課へ問い合わせください。なお、申請書類は、ホームページからもダウンロードできます。

スズメバチ除去費補助制度のご案内

詳しくは☎環境課☎788-4924

市では、市民生活の安全を脅かすスズメバチの巣を除去するため、その費用の一部を補助しています。

申込資格▶①自ら市内に居住する建物を有し、当該建物またはその敷地内にある巣を除去するものであること(アパート・マンションなど集合住宅を除く)。

②申請前に環境課へ連絡し、ハチの種類の確認作業を受けていること。

③申請書兼報告書の提出時に、巣の除去を業者に委託し、除去が完了していること。

※同一の人に対する補助金の交付は、同一年度内に1回となります。

補助金額▶スズメバチの巣を除去した費用の2分の1の額(百円未満の端数は切り捨てる。)とし、補助金は、1万円を限度とします。

申請方法▶補助金の交付を受けようとする人は、巣の確認を受け、除去が完了した後、スズメバチ除去費補助金交付申請書兼報告書と必要書類を持参し、直接環境課へ。申請書類は、ホームページからもダウンロードできます。なお、予算の範囲を超えた場合は新規受け付けを終了します。



国民健康保険のお知らせ

詳しくは☎保険年金課☎788-4941

「いざというとき」に安心して医療を受けられるように、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人を除き、市内に住む人はすべて、**桶川市の国民健康保険（以下、国保）**に加入しなければなりません。

国保に加入している人が、会社の健康保険へ加入したり、他の市区町村へ転出したときは、資格喪失の届け出が必要です。

また、他の市区町村からの転入や、会社の健康保険に加入している人が退職し国保に加入する場合などは、14日以内に、国保への資格取得の届け出が必要になります。

国保への加入年月日は、**届け出の日ではなく、前の健康保険を喪失した日**となります。このため、届け出が遅れたときは、加入日にさかのぼり国民健康保険税を納付することになります。

なお、国民健康保険税額の試算を希望する人は、令和2年中の収入のわかるもの（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）を持参して、保険年金課へ問い合わせてください。

【届け出に必要なもの】

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき	顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
	職場の健康保険をやめたとき、被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、同一世帯の人の運転免許証、パスポートなど）
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
国保をやめる	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証（以下、国保保険証）
	職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	職場の健康保険証（または資格取得証明書）、国保保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	国保保険証
その他	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国保保険証
	就学のため別に住所を定めるとき	国保保険証、在学証明書
	市内で住所が変わったとき	国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	国保保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	国保保険証

手続きの際には、上記の届け出に必要なもののほかに、次のものを持参してください。

①窓口に来る人の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの

②窓口に来る人および手続きが必要な人のマイナンバー

個人番号（マイナンバー）制度が開始されたことで、各種申請書にマイナンバーを記載していただく必要があります。マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類を持参してください。

※令和3年3月下旬からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。詳しくは厚生労働省ホームページを参照してください。

マイナンバー 保険証

検索



▲厚生労働省
ホームページ



商店街の空店舗を活用しませんか？～出店費用の一部を補助します～

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

市では、商店街の振興を目的とし、商店街の空店舗を活用して新たにお店を営業しようとする人を対象に、改装費や家賃の補助をします。

補助区分	対象経費の例	補助額
改装費	内装・外装・設備設置工事など	改装費の2分の1以内 補助額上限50万円
家賃	店舗の賃借料（保証金、敷金、礼金、駐車場、仲介手数料などを除く。）	家賃の2分の1以内 補助額上限5万円 (12か月以内)

※小売業（百貨店・スーパーマーケットを除く。）または一般飲食店（アルコール飲料の提供を主としない飲食店）が対象です。

※改装費補助を受ける場合の施工業者は、市内に事務所または住所を有する業者に限ります。

申込み▶4月1日(木)から申請額が予算に到達するまで。

中小企業融資制度のお知らせ

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

中小企業者向け融資制度は、原材料の購入・仕入、給与賃金の支払いや、車両・機械の購入、店舗の増改築などに利用できます。

制度名	利率	使途	限度額	返済期間	保証人	担保
特 別 小 口 資 金	1.75%	運転	1,250万円	10年	不要	不要
		設備		12年		
中 口 資 金	1.80%	運転	2,000万円	10年	個人：不要 法人：代表者1人	必要に応じて
		設備	3,000万円	12年		

※表の利率の他、保証料が必要になります。

※融資には審査があり、審査の結果によって希望に沿いかねることがあります。

勤労者住宅資金貸付制度のお知らせ

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

対象▶次の①～④にすべて該当する人

①市内に居住し、または居住しようとしている勤労者（自営業者を除く）で、同一事業所に1年以上勤務している人。

②資金の貸し付けを受けようとする時の年齢が20歳以上60歳以下で、かつ償還を完了する時の年齢が70歳（無担保の貸し付けにあっては65歳）以下である人。

③市県民税を完納している人。

④家族収入を含み、借入金を返済しながら生活できる人。

資金の用途▶利用申込者が市内に居住するための新築、増改築（耐震改修を含む）、購入（中古住宅・マ

ンションを含む）および宅地の取得資金に限ります。また、家屋は建築基準法に適合していること、宅地は100㎡以上あることが必要です。なお、投資を目的とするものは、該当しません。

貸付限度額▶2,500万円（無担保は500万円）

貸付利率▶変動金利1.865%（無担保は固定金利1.5%、変動金利2.715%）

貸付期間▶30年以内（無担保は固定金利10年以内、変動金利15年以内）

保証人▶労働者信用基金協会の債務保証制度を利用

申込み▶産業観光課にある「勤労者住宅資金貸付申込書」で、毎月10日までに申し込みください。

〈 広告 〉

おけがわマイン4F

内科 皮膚科 クリニック

治療内容

高血圧・糖尿病・高脂血症・骨粗しょう症・喘息・各種ワクチン接種
にきび、かぶれ、湿疹、アトピー性皮膚炎、かゆみ、水虫等皮膚科領全般

CT

骨密度測定装置 (DEXA)

エコー

脈波計

桶川医療クリニック

電話・ネット
予約受付中

048-786-5200

https://tokyo-mizuho.com/okegawa/
桶川市若宮一丁目5番2号 おけがわマイン4F

診療時間

月 火 水 木 金 土 日

午前 9:00～12:30 (土曜は13時まで)

午後 14:00～18:00 (皮膚科 14:00～17:30)

※受付終了は各診療時間30分前まで | 木曜・土曜午後・日曜・祝日休診

SILBANK

老人ホーム シルバンク

無料紹介

7 無料相談
つのメリット

1 経験豊富なプロの
アドバイスが無料！
2 幅広いネットワークを駆使
してご案内！
3 施設見学・体験入居の
ポイントをアドバイス
4 安心のFace to Faceで
ご相談にのります！

5 介護保険制度の利用を
わかりやすく丁寧に説明
6 現地同行・契約立会いも
ご要望に応じて対応！
7 ご入居後もしっかりと
アフターフォロー

相談料0円 紹介料0円

0120-872-955

〒362-0043 埼玉県上尾市西宮下2-386
受付時間 9:00～18:00(年中無休)

養心堂鍼灸指圧治療院

(社)日本小児障がい児支援協会会員

障がい児専門のマッサージ・鍼施術を行います。

「発達障害啓発週間(4/2～8)」の特別企画

は下記ホームページをご参照下さい。

http://www.youshindou-shinkyuu.biz

桶川市泉 1-9-34 tel.048-871-5124

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

学生も20歳になったら、国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、学生で収入がないなどの理由で保険料を納めることが難しい場合は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請が承認されると、国民年金保険料の納付が猶予され、納付できる期間が10年間になります。ただし、3年度目以降の納付には加算額が上乘せされます。

承認された期間は年金受給資格期間には含まれますが、保険料を納付しなければ老齢基礎年金額には反映されません。また、この申請が遅れると、万一の事故などにより、障害を負った時の「障害基礎年金」を請求できないことがありますので、忘れずに手続きを行ってください。

対象▼学校教育法に規定する大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上）に在学する学生で、前年所得が128万円以下の人
持ち物▼マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号のわかるもの）、学生証（有効期限内のもの）、印鑑（代理で申請する場合）

申請方法▼①初めて申請する人は、直接、保険年金課へ②前年度に学生納付特例が承認された人には、4月上旬に日本年金機構から申請書（ハガキ形式）が郵送されます。同一の学校に在学する場合は、必要事項を記入して返送してください。申請書が届かない場合は、直接、保険年金課へ。

国民年金保険料の額が変更になります

月額▼1万6,610円（令和3年度）

納付方法▼①口座振替（金融機関または保険年金課で申し出が必要）

②クレジットカード納付（保険年金課で申し出が必要）③納付書（現金にて金融機関やコンビニエンスストアなどで納付）

①②③のいずれも、月毎とは別に、前納の納付方法があります。今年度納付書（現金）で1年前納する場合は、4月30日（金）までとなります。

詳しくは☎**保険年金課**☎788-4943または**大宮年金事務所**☎652-399

国民健康保険の医療費通知の発送時期が変わります

医療費通知は医療機関などで受診した際の医療費や自己負担額などをお知らせするものです。桶川市国民

健康保険に加入されている皆さんの医療費通知については、これまで偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の下旬に発送していましたが、4月以降は奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）に変更となります。このため4月下旬は医療費通知が届きません。ご理解ご協力をお願いします。

詳しくは☎**保険年金課**☎788-4941

70歳以上の世帯の国民健康保険高額療養費の支払い手続きが簡素化されます

高額療養費は、同じ診療月に支払った医療費が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分が払い戻しされる制度です。今までは、市から送付された高額療養費支給申請書を毎回提出する必要がありましたが、令和3年度からは70歳以上の世帯を対象に手続きが簡素化され、同意書を提出することにより、自動振り込みが可能となります。対象となる世帯には、申請書に簡素化の案内と同意書を同封しますので、確認してください。

詳しくは☎**保険年金課**☎788-4941

国民健康保険税の課税限度額が変わります

詳しくは☎**保険年金課**☎788-4941

国民健康保険事業は、国民健康保険加入の皆さんが負担する保険税や県の交付金などで支えられています。

近年の運営状況は、加入者数の減少などによる保険税収入が伸び悩む一方で、医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費は増加しており、年々厳しさを増しています。このような運営状況を少しでも改善するため、令和3年度から課税限度額を引き上げることとしました。

なお、今回の改正は、保険税率を引き上げるものではなく、保険税を課税する際の上限額を引き上げるもので

す。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【改正前後の課税限度額】

区 分	改正前	改正後
基礎課税（医療）分	610,000円	630,000円
後期高齢者支援分	190,000円	変更なし
介護納付金分	160,000円	170,000円
合 計	960,000円	990,000円

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当などの手当額について

詳しくは☎**子ども未来課**☎788-4945または、**障害福祉課**☎788-4935

手当額は、毎年の物価の変動に応じて改定されています。令和2年全国消費者物価指数の対前年比が公表された結果、4月分からの手当月額は昨年度と変更ありません。

児童扶養手当月額※前年同額

区 分		令和3年4月分～
本体額	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150円～10,180円
第2子加算額	全部支給	10,190円
	一部支給	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	全部支給	6,110円
	一部支給	6,100円～3,060円

特別児童扶養手当月額 ※前年同額

区 分	令和3年4月分～
1級	52,500円
2級	34,970円

特別障害者手当等月額 ※前年同額

手当の名称	令和3年4月分～
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円
経過福祉手当	14,880円

節電対策にご協力をお願いします

詳しくは☎**環境課**788-7924

市では、温室効果ガスの削減のために、次のような節電に取り組んでいます。これらを参考に、事業所や市民の皆さんも節電対策にご理解とご協力をお願いします。

1. 庁舎および市公共施設の共通対策

①照明設備

昼休み時間中は、窓口業務を除き、消灯します。勤務時間後は、執務室について、職員が退庁した部分の照明を消灯します。

②エアコン

クールビズ実施期間のエアコンは室温が28度となるよう設定温度を調節します。ウォームビズ実施期間のエアコンは室温が20度となるよう設定温度を調節します。

③緑化の推進など

建物の屋上や壁面の緑化（グリーンカーテン）、日差しを和らげるヨシズやスダレの設置に努めます。

2. 小・中学校、放課後児童クラブ、保育所などの対策

児童・生徒・乳幼児などの健康に十分配慮しながら、節電対策を実施します。

3. 職員の執務に係る対策

①クールビズの実施（5月1日～10月31日）

ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツなどで執務を行います。

②ウォームビズの実施（12月1日～3月31日）

重ね着をして寒さ対策を行います。

4. 市民・利用者への周知・啓発

施設利用時に、冷暖房の設定温度の調節や、照明の一部消灯をお願いします。

5. その他（事務所や家庭での節電にご協力ください。）

○エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。

○従来型蛍光灯をLEDなどの省電力照明器具に交換する。

○冷蔵庫の開いている時間を短くし、余分な開閉はしない。

○冷蔵庫は物を詰め込みすぎないようにし、熱いものは冷ましてから入れる。

○温水洗浄便座（暖房便座）は、節電モードにする。

○サンシェードなどの日差しよけの設置など。

心温まるご葬儀は当社へ ★★ 桶川市 社会福祉協議会 指定業者です ★★
会館・祭壇・霊安室・使用料無料
返礼品2割引
プラザオオノ
「もしもの時、まずはご連絡ください」
365日 24時間受付 ☎ **0120-33-7475**
事前相談随時 北本店・桶川店・上尾店 <http://plaza-oono.com>

児童デイサービス **わくわくハウス**
児童発達支援(0歳～小学校就学前)
オリジナル運動療育プログラム
を適用し、体をつかったリトミックや制作活動など、さまざまな体験やレクリエーションを通じて、遊びながら学び心を伸ばすことを大切にしています。
●ご利用料金 詳細は、下記番号へお問合せ下さい。
☎048-782-4616
桶川市教育委員会 1-0-10
わくわくハウス桶川駅前校 桶川市教育委員会 11番-010 048-782-4616

情報ステーション

OKEGAWA Information Station

桶川市役所 ☎ 786-3211 (代表)
桶川市教育委員会 FAX 786-0336

桶川市ホームページアドレス
https://www.city.okegawa.lg.jp



情報ステーション

OKEGAWA Information Station

詳しくは☎環境課 ☎ 788-4924
第6期桶川市障害福祉計画・
第2期桶川市障害児福祉計画
が策定されました
令和3年度から令和5年度までの
障害福祉サービスおよび相談支援な
どの提供体制の確保に関する事項を
定めた3か年計画となる「第6期桶



アライグマの出没・被害情報が
増えています
農作物を食い荒らすなどの被害の
他、民家にすみつき、ふん尿をする
などの被害が発生しています。
市では、県と連携してアライグマ
の適正捕獲を行っています。個人で
の捕獲は、市の許可が必要となりま
す。適正な捕獲にご理解とご協力を
願います。
アライグマの目撃情報や被害につ
いての相談は市環境課へ連絡してく
ださい。

川市障害福祉計画・第2期桶川市障
害児福祉計画」を策定しました。
この計画は、障害者総合支援法に
基づく「障害福祉計画」と児童福祉
法に基づく「障害児福祉計画」で構
成され、桶川市障害者計画の基本理
念である、「ともに生き みんなで
支えあい すべての人がほっとする
まち桶川」の実現を目指していくも
のです。今後は、この計画に基づき
障害者施策の一層の推進を図って
いきます。
【障害者計画における基本目標】
1、かけがえのない個人として 尊
重されるまちづくり
2、ともに支えあい ともに生きる
地域づくり
3、すべての人々にとって 障壁の
ない社会づくり
【障害福祉計画における基本的な考
え方】
1、障害者等の自己決定と自己選択
の尊重
2、障害福祉サービスの一元化によ
る施策の推進
3、地域生活移行や地域生活の継続
の支援、就労支援等の課題に対
応したサービス提供体制の整備
4、地域共生社会の実現に向けた取
組
5、障害児等の健やかな育成のため
の発達支援

コロナに勝つ！ 桶川市地域応援商品券の販売は4月30日まで

詳しくは☎企画調整課 ☎ 788-4903

「コロナに勝つ！桶川市地域応援商品券」の販売は、4月30日(金)までです。お手元の購入引換券に
記載された販売所にて、期日までに購入してください。

※桶川市地域応援商品券の購入申込みは、終了しています。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程などが変更となる場合があります。

※5月1日(出)以降は、購入できません。

商品券購入時に必要なもの

- 1 購入引換券（郵送済）
- 2 現金（購入冊数×5,000円）
※クレジットカードなどは使えません。
- 3 販売所窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証など）
※代理の人が購入する場合、購入引換券の委任欄を世帯主
様がすべて記入し、押印してください。記入・押印がな
い場合は、購入をお断りする場合があります。

注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防
止の観点から、密を避け、余裕をもって購
入いただきますようご協力お願いします。

桶川市地域応援商品券
は、8月31日(火)まで
使用可能です。



最新の取扱店一覧
は、こちら。

桶川市地域応援商品券、高齢者・障害者買い物支援事業コールセンター

電話番号▶050-3189-0118

受付期間▶4月30日(金)まで（土・日・祝日を除く）

受付時間▶午前9時～午後5時

※別途通話料がかかります。
※繁忙時には電話がつながりに
くなくなる場合があります。



『桶川市坂田東高齢者等借上型市営住宅』（愛称・サンシャインホーム）の入居補欠者を募集します

詳しくは☎建築課 ☎ 788-4956

退去者が出た場合（現在満室）の入居補欠者を次のとおり募集します。なお、補欠者としての有効期間は1年以内です。

入居者資格▶次のすべての事項を満たしていること。

①自立した生活ができる人 ②市内に住所を有する人
③入居しようとする世帯全員の収入月額が、15万8千円以下
（高齢者・障害者などの世帯は21万4千円以下）

募集案内配布▶4月9日(金)～23日(金)に、市役所（建築課・
情報コーナー）駅西口連絡所、東公民館で配布します。また、
ホームページでも閲覧できます。

選考方法▶申込者が複数の場合、市内に2年以上住み続け
ている人で、かつ65歳以上の世帯や障害者の認定を受けて
いる人が優先されます。

申込受付▶4月16日(金)～23日(金)（土・日・祝日を除く、午前
8時30分～午後5時15分）に、建築課へ。

【サンシャインホーム概要】

所在地▶坂田東三丁目20番1号(坂田宮前公園北側)

構造▶鉄筋コンクリート造2階建

間取り▶2DK (48.6㎡)

設備▶エレベーター、電気式コンロ、バリアフリー仕様

家賃▶2万300円～5万3,800円※収入によって変わります。
※詳細は募集案内を確認してください。

☆ 交通事故統計 ☆

—桶川市内の人身事故—

(毎年1月からの累計)

	令和3年 1月末	令和2年 1月末	対前年 同月比
件 数	9 件	20件	△ 11件
死 者 数	0 人	0 人	0 人
負傷者数	9 人	21人	△ 12人

自転車に 乗るならきみも 運転手

6、障害福祉人材の確保
7、障害者の社会参加を支える取組
詳しくは☎障害福祉課 ☎ 788-4936

..... 〈 広告 〉

良縁おばさんの **結婚相談室**
(相談無料、インターネット検索、安心の低料金、会員制)
初婚・再婚・中年・年齢不問
—良縁探しをじっくり親身にサポート—
成婚までずっとお世話します
あなたに合った 最高の伴侶をお世話 **048-728-3986** 桶川センター
◆カウンセリングルーム「ボプリ」併設
心理カウンセラー、教員経験、家裁調停委員経験
子育て・不登校・ひきこもり・夫婦関係等【予約制】

タイル、外構、浴室ユニットバス工事
ブロック、フェンス、エクステリア工事
見積無料
有限会社 小林タイル
桶川市下日出谷 121-20
☎090-4816-5600 FAX 786-2264

..... 〈 広告 〉

生活クラブ 不要なものはいらない。
安心・安全を食卓へお届けする
生活協同組合です。

コールセンター
TEL 048-826-6340
対応時間：9:30～18:00（月～金 ※年末年始夏季休業除く）

リサイクル紙ヒコーキ
汚い・重い・壊れてる・家電も OK
直営のショップが有るので、
売れる物は積極的に買取ります。

出張・見積 0円 親切・丁寧
埼玉県公安委員会認定 第 431230010927 号
☎048-562-1516 直通080-5007-0084

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3か年計画となる「第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画」を策定しました。この計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」の2つの計画を併せ持つものです。

団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となる令和7（2025）年には、桶川市の市民のおおむね3人に1人が65歳以上の高齢者、そして、高齢者の約5人に3人が後期高齢者という超高齢社会となります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には高齢者が更に急増することが見込まれます。

本計画では、今後予測される、医療・介護ニーズの増大、認知症支援ニーズの増大、要介護認定者の増加に対応すべく、医療と介護の連携、認知症支援の体制づくりにより、住み慣れた地域での自立生活を支援し、地域共生社会の実現を図るため、地

基本理念	高齢者一人ひとりが人として尊厳を持ち、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに生きがいを持って、自立して暮らすことができる社会の構築を目指します	
政策目標と基本施策	Ⅰ 健康でいきいき暮らすための介護予防の充実	1 健康増進のための啓発・事業の推進
		2 社会参加の促進
		3 自立生活の支援サービスの充実
	Ⅱ 住み慣れた地域での生活が続けられるための選択肢の充実	4 在宅を支える介護保険サービスの充実
		5 自分らしい住まいや施設の利用
		6 医療と介護の連携による在宅継続の促進
	Ⅲ 地域の住民全体で高齢者を支えるための地域包括ケア体制の充実	7 認知症施策の総合的な推進
		8 地域包括ケアシステムの推進
		9 高齢者にやさしい地域づくりの推進

第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画策定委員会から最終報告をいただきました。本計画はこの報告に基づいて策定したものです。（令和3年2月9日）



策定委員会から報告を受けました

第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画が策定されました

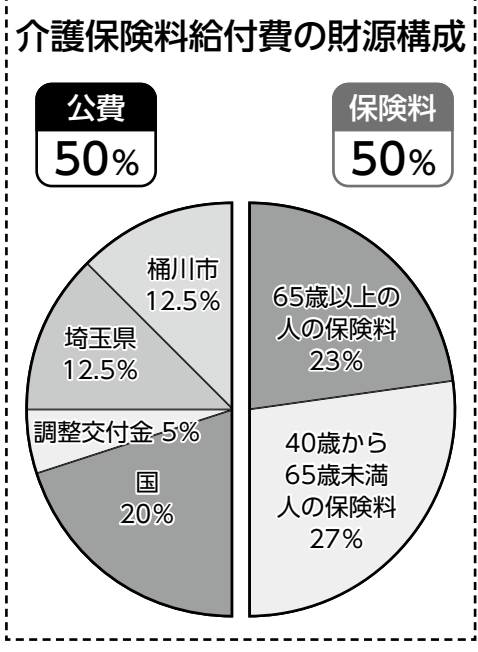
詳しくは☎高齢介護課☎786-3211(代)

域包括ケアシステムの構築を目指します。また、介護保険事業の安定的な維持・運営と保険給付の円滑な実施のため、介護保険料の改定を行うものです。

第八次介護保険料

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の総事業費の見込みから、介護保険料の基準額を

月額5,300円としました。



4月の無料相談

●桶川市役所・桶川市教育委員会／☎786-3211(代表) FAX 786-0336
●社会福祉協議会／☎728-2221 FAX 728-2313

相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
◎法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	2日(金)・9日(金)・23日(金)・30日(金) 14:00~17:00 17日(土)9:00~12:00 5月7日(金)・14日(金)・28日(金) 14:00~17:00 22日(土)9:00~12:00	市役所相談室	秘書広報課
◎司法書士相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)などの相談	8日(木)13:00~16:00 ※次回は5月13日(木)13:00~16:00	市役所相談室	
◎行政書士相談(予約制)	行政書士	相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談、成年後見制度のご案内	1日(木)13:00~16:00 ※次回は5月6日(木)	市役所相談室	
◎不動産相談(予約制)	宅地建物取引士	不動産の売買、賃貸借契約などについての相談	28日(木)13:00~16:00	市役所相談室	
マンション管理相談(予約制)	マンション管理士	マンション管理組合に関することや近隣問題についての相談	23日(金)10:00~12:00	市役所相談室	
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	17日(土)9:00~12:00	市役所会議室 電話でも可 ☎786-3211	安心安全課
行政相談	行政相談委員	国や公団・公社などへの要望や苦情についての相談	9日(金)10:00~12:00 ※次回は5月14日(金)10:00~12:00	市役所相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融などからの借金返済などに困っている方の相談	随時	市役所相談室 ☎788-4901	
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	
犯罪被害者相談	市役所職員	犯罪被害に関する総合的相談	市役所窓口（電話でも可）	市役所相談室	
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	12日(月)・26日(月) 10:00~16:00	市役所相談室	人権・男女共同参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	13日(火)9:00~12:00 毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15	地域福祉活動センター3階 法務局での電話相談 ☎0570-003-110(ナビダイヤル)	
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水曜日・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00(12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	産業観光課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00を除く)	市役所3階 電話でも可 ☎786-3211	自治文化課
子どもと家庭なんでも相談	子ども家庭支援員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)	子ども未来課窓口 電話でも可 直通☎788-4946	子ども未来課
こどものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎786-3237	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごとの相談	原則毎週月～金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通☎728-2369	社会福祉協議会

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。※◎の相談について、一年度に1回のみ受けられます。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話などでの対応となることがあります。あらかじめご了承ください。

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

防災行政無線で放送した内容を電話で確認できるサービスを行っています。

放送した内容が聞き取りづかった場合や内容を再度確認したいときは、専用電話番号で放送内容の確認ができます。

◆専用電話番号：048-787-7300

注意事項▶

- ・通話料は自己負担となります。
- ・電話回線が混み合う場合があります。つながらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。
- ・放送内容は、24時間を経過すると自動で削除されます。

予約制の無料相談で、オンライン相談を開始します

詳しくは☎秘書広報課☎788-4901

3月から、弁護士・司法書士などの一部の専門相談でオンライン相談を開始しました。パソコンなどを使用することで、自宅からでも相談をすることができるようになります。詳しくは、各課へ問い合わせてください。

※相談は無料ですが、通信機器の購入やインターネット通信費などは相談者の負担となります。

桶川市防災情報メール配信中!! ～ 災害時・緊急時には、速やかに正確な情報を収集することが重要です ～

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

市では、気象警報や震度情報、防犯情報および防災行政無線の放送内容などを、メールでお知らせするサービスを実施していますので、ぜひ登録をお願いします。（登録無料、通信費のみ利用者負担）

メール配信内容▶桶川市において発令された各種気象警報、桶川市の震度情報（震度4以上）、犯罪発生・不審者情報などの防犯情報、防災行政無線の放送内容（建物火災情報は除く）、国民保護情報など

登録方法▶okegawa-city_subscribe@jam2.oshirase-plus.jpに、空メール（メールの本文などの入力をする必要はありません）を送信し、自動的に返信される「登録確認メール」の本文中の記載されたアドレスから、指示に従い登録してください。または右記から、メール送信が可能です。

その他▶一部機種（らくらくフォンなど）で登録ができない場合があります。詳しくは、ホームページまたは安心安全課へ問い合わせてください。

☞こちらから送信できます

要予約

地域包括支援センター主催

介護予防教室のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、参加できる教室を各地域包括支援センターの担当地域にお住まいの人のみに限定して実施します。

対象▶65歳以上の人 費用▶無料

持ち物▶タオル、飲み物、動きやすい服装、靴、マスク着用

申込み▶4月20日(火)～26日(月)の午前9時～午後5時【先着順】に、電話で、各地域包括支援センターへ。

注意事項▶教室の参加は、下の表に掲載している日程で1回までとします。

教室に参加する場合は、必ず健康チェックを行ってください。

いっきいき 3p

〈おげんきかい(ハートランド)〉

ところ	とき	定員	内容・注意事項	対象地域
ハートランド 会議室 ※上履き持参	5月21日(金)	午後1時30分～ 2時30分 (午後1時15分から受付)	15人 オケちゃん健康体操、玄米にぎにぎ体操、タオル体操など ※タオル(手拭いでも可)を必ず持参してください。玄米棒をお持ちの人は持参してください(貸し出しは行いません)。	東、西、南、北、 寿、神明、 国道の西側の坂田、 国道の西側の加納

申込み▶地域包括支援センターハートランド(坂田1725) ☎777-7055

〈みんなで健康教室(ルーエハイム)〉

ところ	とき	定員	内 容	対象地域
サン・アリーナ ※上履き持参	5月14日(金) 28日(金)	午後2時～3時 (午後1時30分から受付)	25人 ストレッチ、100歳体操、健康に関する話、活脳体操	泉、下日出谷、 下日出谷西、 若宮、鴨川、朝日

申込み▶地域包括支援センタールーエハイム(若宮1-5-2 おけがわメイン4階) ☎789-2121

〈いっきいきくらぶ(桶川市社会福祉協議会)〉

ところ	とき	定員	内容・注意事項	対象地域
地域福祉活動 センター	5月14日(金) 28日(金)	2部制です。 ①午前10時～11時 (午前9時40分から受付) ②午後1時30分～ 2時30分 (午後1時10分から受付) ※5月28日(金)は午 前のみ。	30人 ストレッチ、転倒予防体操、手拭い 体操、脳トレなど ※タオル(手拭いでも可)を使用し た体操を行うので、必ず持参して ください(汗拭き用のタオル以外 に用意してください)。	末広、坂田東、 坂田西、篠津、 五町台、舎新田、 小針領家、倉田、 赤堀、 国道東側の坂田、 国道東側の加納

申込み▶地域包括支援センター桶川市社会福祉協議会(末広2-8-8) ☎728-2265または☎728-2221

〈スマイルクラブ(ねむのき)〉

ところ	とき	定員	内 容	対象地域
農業センター	5月11日(火)	午後1時30分～ 2時30分 (午後1時15分から受付)	25人 脳トレ、コグニサイズ、ストレッチ 体操、健康の話など	上日出谷、川田谷

申込み▶地域包括支援センターねむのき(川田谷5830-1) ☎783-5311

脳げんき教室

いっきいき 3p

内容▶自宅のできる簡単な体操、クイズなどの脳トレ、おうちの話など

とき▶5月10日・17日・24日・31日、6月7日の午前10時～11時(午前9時30分から受付)

※全て月曜日、5回コース

※できるだけ全日程参加してください。

ところ▶地域福祉活動センター(社会福祉協議会)

対象▶65歳以上の市民

定員▶30人【先着順】

持ち物・服装▶飲み物、タオル、筆記用具

※動きやすい服装で参加してください。

※受講は一人につき、年度内1回までです。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じながら実施します。

申込み・詳しくは▶4月7日(水)午前9時から、電話で、高齡介護課(☎788-4938)へ。

転ばんー運動教室

いっきいき 3p

筋力・バランス能力・移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力を維持・向上することができます。住み慣れた地域で元気に生活し続けるために、教室に参加して、楽しく介護予防に取り組みませんか。

内容▶日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など

※できるだけ全日程参加してください。

とき▶①火曜日10回コース↓
5月11日・18日・25日、6月1日・8日・15日・22日・29日、7月6日・13日

②木曜日10回コース↓
5月13日・20日・27日、6月3日・10日・17日・24日、7月1日・8日・15日

※①②とも午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)

ところ▶①サン・アリーナ
②地域福祉活動センター(社会福祉協議会)

対象▶65歳以上の市民

定員▶①40人 ②30人【先着順】

持ち物・服装▶飲み物、タオル、筆記用具、サン・アリーナ会場は運動できる上履き

脳がよろこぶ
♪音の広場♪

いっきいき 3p

※動きやすい服装で参加してください。

※受講は一人につき、年度内1回までです。

申込み・詳しくは▶4月13日(火)午前9時から、電話で、高齡介護課(☎788-4938)へ。

音楽の領域から認知症予防に取り組みましょう。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した方法で実施します。

内容▶昔くちずさんだ童謡や懐かしい昭和の歌謡曲に合わせ、簡単な楽器を使ったリズム活動など

とき▶4月27日、5月11日・25日、6月8日・22日の隔週火曜日(5回コース)午後2時～3時(午後1時30分から受付)

ところ▶川田谷生涯学習センター視聴覚ホール

対象▶65歳以上の市民

定員▶20人【先着順】

持ち物▶飲み物、タオル、筆記用具

「認知症ケア相談室」を利用してください

いっきいき 3p

在宅で認知症の人を介護している家族に対し、認知症ケアの具体的な方法についての相談を受けます。家族だけで悩まず、相談してください。

対象▶認知症の人(または認知症が疑われる人)を介護している家族

相談を受ける機関▶ねむのき 認知症初期集中支援チーム

相談日▶4月2日(金)、5月7日(金)午前中(予約制)

※都合が合わない場合は、相談の上随時対応します。

申込み・詳しくは▶高齡介護課(☎788-4938)

※掲載されている情報は、新型コロナウイルス関連の影響で変更になる場合があります。



介護予防サポーター養成講座

身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操を行う「通いの場づくり」を推進しています。地域での「通いの場づくり」のサポーターになってみませんか？

内容▼介護予防についての話、100歳体操、体力測定、100歳体操や脳トレのロールプレイなど

※100歳体操とは、介護予防効果が実証されている、おもりを使用した簡単な筋力向上を目的とした体操です。

とき▼5月20日・27日、6月3日・10日・17日・24日の午後1時30分～3時(午後1時から受付)

※全て木曜日、6回コース
※できるだけ全日程参加してください。

ところ▼地域福祉活動センター
対象▼介護予防に関心があり、講座終了後、地域で積極的に介護予防体操などの活動ができる人。

定員▼20人【先着順】
持ち物▼飲み物、タオル、筆記用具※動きやすい服装、靴で参加してください。

講師▼理学療法士など
申込み・詳しくは☎5月14日(金)までに、電話で、**高齢介護課**(☎788-4938)へ。

介護者のつどい

介護に関する情報交換の場として、地域包括支援センター主催で開催します。

介護者のつどい	と き	4月21日(水) 午後2時～3時
	ところ	地域福祉活動センター「桶川市社会福祉協議会」3階会議室3
	内 容	介護のよろず相談。少し寄り道して、お話や介護について情報交換してリフレッシュしましょう。気軽にお立ち寄りください。
	定 員	10人【先着順】※事前に、電話で、申し込みください。
介護者のつどい「みちくさ」	問合せ	地域包括支援センター「桶川市社会福祉協議会」(末広2-8-8) ☎728-2265
	と き	4月23日(金) 午前10時～11時
	ところ	ハートランド桶川 会議室
	内 容	「ちょっとハートランドに立ち寄ってみませんか」介護について興味のある人、困っている人、介護を体験した人など、情報交換をしながら介護についての話の輪を広げていきましょう。なお、飲み物は各自ご用意ください。
	定 員	10人【先着順】※事前に、電話で、申し込みください。
	問合せ	地域包括支援センター「ハートランド」(坂田1725) ☎777-7055

※こまめな換気や手指消毒を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して開催をする予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を延期する場合があります。

相続、借金、生活、こころの悩みなど、暮らしのなんでも相談会(無料)

内容▼弁護士・司法書士による法律問題(借金、離婚、相続、贈与、成年後見など)、社会福祉士による生活問題、精神保健福祉士によるこころの悩みの個別相談会(同じ経験を持つ相談員との面談も可)

とき▼4月18日(日)午前9時～正午
ところ▼保健センター(鴨川1-4-1)

主催▼夜明けの会
申込み・問合せ▼事前に、夜明けの会(☎774-2862)へ連絡を。

楽しく体づくり

親子で楽しく家庭で過ごす方法

オケちゃん健康体操

自宅でできる介護予防

ぜひ利用してください。

シルバー人材センター 入会説明会のお知らせ

入会を希望する人は、説明会に参加ください。※申込不要

入会できる人▼市内在住の60歳以上の人で、健康で働く意欲のある人
とき▼

- ①4月11日(日)
 - ②4月20日(火)
 - ③5月8日(土)
 - ④5月18日(火)
 - ⑤6月12日(土)
 - ⑥6月22日(火)
 - ⑦7月6日(火) 【女性限定】
 - ⑧7月10日(土)
 - ⑨7月20日(火)
 - ⑩8月7日(土)
 - ⑪8月17日(火)
 - ⑫9月11日(土)
 - ⑬9月21日(火)
- 時間▼午前10時から※時間厳守
ところ▼桶川市シルバー人材センター(北1-12-10)

※駐車場が狭いので車での来場はお控えください。
問合せ☎桶川市シルバー人材センター ☎777-1920

桶川市社会福祉協議会

埼玉県手話通訳者養成講座Ⅰ 入口試験対策(準備コース) 受講生募集

内容▼毎年9月頃に行われている、埼玉県手話通訳者養成講座Ⅰを受講するための試験対策を行い、受講を目指すための講座です。

とき▼6月5日～8月28日の午前10時～正午(土曜日・全11回。7月24日・8月14日は休講)

ところ▼地域福祉活動センター
対象▼埼玉県手話通訳者養成講座の受験希望者で、①②いずれかに該当するもの

①手話奉仕員養成講座(入門・基礎修了者)
②①と同等程度の人

定員▼20人【多数抽選】
受講料▼無料(奉仕員養成講座のテキストを使用予定。ない場合は実費負担)

申込み▼往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・手話の経験・希望動機を記入し、4月16日(金)《必着》で、桶川市社会福祉協議会(〒363-0012末広2-8-8)へ。

問合せ☎桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221

桶川市社会福祉協議会

手話奉仕員養成講座「入門基礎課程」受講生募集

内容▼聴覚障害者の生活および関連する福祉制度について理解と知識を深めるとともに、日常生活でよく使われる手話(表現技術など)を習得することを目指します。

とき▼5月12日～令和4年3月23日の午前10時～正午(水曜日・全45回)

※土曜日開催あり。3回(令和4年1月22日・2月19日・3月12日)

ところ▼地域福祉活動センター
対象▼手話を初めて学ぶ人、手話奉仕員養成講座「入門課程」のみを修了している人(他市での受講も含む。)

定員▼20人【多数抽選】
受講料▼無料(テキスト代3,300円ほか実費)

申込み▼往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・希望動機を記入し、4月16日(金)《必着》で、桶川市社会福祉協議会(〒363-0012末広2-8-8)へ。

問合せ☎桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221



春の全国交通安全運動4/6 『人も車も自転車も』

安心・安全 埼玉県

この運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

全国重点目標

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者などの安全運転の励行
- 歩行者などの保護を始めとする安全運転意識の向上

埼玉県重点目標

- 横断歩道における歩行者優先の徹底

桶川市重点目標

- 自転車乗用中の交通事故防止
- 新入学児童および高齢者の交通事故防止

詳しくは「安心安全課 ☎ 788-4927」

上尾警察署

自転車盗難に注意！～自宅敷地内でも二重ロック～

自転車盗難被害場所ワースト1位

は「集合住宅駐輪（車）場」、2位は「自宅敷地内」です。大切な自転車を盗まれないように、『必ずワイヤー錠などで二重ロックをする』対策をお願いします。

問合せ ☎ 上尾警察署 ☎ 773-0111

（公財）スポーツ安全協会 令和3年度スポーツ安全保険 のご案内

対象 ▼ スポーツ活動や文化活動などを行う4名以上の団体

対象範囲 ▼ 団体管理下での活動中（国内）および団体活動への往復中の事故など

掛金 ▼ 中学生以下 ↓ 800円、1,450円、11,000円 / 高校生以上 ↓ 800円、11,000円

※活動内容により異なります。

保険期間 ▼ 4月1日～令和4年3月31日 ※ 4月1日以降の申込みは、

加入依頼書を郵送した消印日と払い込み日のいずれか遅い日の翌日から有効。

補償内容 ▼ 傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険

※加入区分により補償金額は異なります。

※必ず、「スポーツ安全保険のしおり」または「あらまし」をよく読み、内容を確認してください。

※「スポ安ねっと」を利用する場合は、スポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

申込書配布先 ▼ スポーツ振興課、サン・アリーナ、川田谷生涯学習センター、各公民館

申込み ▼ 郵便局窓口で払い込み後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書を、スポーツ安全協会埼玉支部へ郵送してください。

問合せ ☎ 公益財団法人スポーツ安全協会埼玉支部 ☎ 779-9580

埼玉県

感染防止対策協力金のお知らせ

内容 ▼ 県では、営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店（カラオケ店、バーなどを含む）を運営する事業者の皆さんに対し、感染防止対策協力金を支給します。

申込方法

原則として
電子申請
(郵送も可)

(郵送も可)

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html)

※詳しくは、県の申請ホームページを確認してください。

申込み・問合せ ▼ 埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎ 0570-000-678



▲申請方法はこちら

発熱したときの受診方法

まずは、かかりつけ医に電話などで相談してください。

かかりつけ医での受診が難しい場合は、新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療ができる「埼玉県指定 診療・検査医療機関」で受診してください。

①医療機関を相談

埼玉県 診療・検査医療機関

検索

②受診予約



③受診

ホームページが見られない場合

埼玉県受診・相談センター
☎ 048-762-8026
FAX 048-816-5801
月～土曜日、祝日
午前9時～午後5時30分

県民サポートセンター
☎ 0570-783-770
FAX 048-830-4808
24時間年中無休